

平成28年12月9日

浅口市一般廃棄物処理業許可業者 様

浅口市生活環境部環境課

廃棄物処理手数料の改定について（お知らせ）

平素から市の廃棄物行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場に搬入する際の廃棄物の処理手数料が、下記のとおり平成29年4月1日から改訂されることになりました。

今回の手数料改定は、現行の処理原価から見直しを行ったものであり、許可業者の皆様にはご迷惑をお掛けすることになりますが、受益者負担の適正化の観点から、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

種 類	改 定 前	改 定 後
一般廃棄物	100円	140円
産業廃棄物（管理者が認めたもの）	130円	170円

（10kg当たり）

・改訂年月日 平成29年4月1日

お問合せ先

浅口市生活環境部環境課

TEL 0865-44-9043

里庄清掃工場

TEL 0865-64-2186

平成28年12月15日

一般廃棄物処理業許可業者 各位

里庄町町民課

事業系廃棄物処理手数料の改定について（お知らせ）

平素から一般廃棄物の処理につきまして御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、岡山県西部環境整備施設組合では、岡山県西部環境整備施設組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第2号）の公布により、平成29年4月1日から、里庄清掃工場に事業系廃棄物を直接搬入する際に徴収する手数料を、下記のとおり改定することとなりましたのでお知らせします。

なお、今回の手数料改定は、里庄清掃工場に搬入される事業系廃棄物の処理手数料と処理原価が大きくかけ離れていることを受け、受益者負担の適正化の観点から改定したものです。

事業者の皆様には、今回の手数料改定に御理解いただき、今後とも本町の一般廃棄物処理業務に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 種類と手数料改定額

種 類	改 定 前	改 定 後
事業系一般廃棄物	100円	140円
産業廃棄物 (管理者が認めたもののみ受入)	130円	170円

(10kg当たり)

2 改定年月日 平成29年4月1日

3 注意事項

- (1) 一般廃棄物に産業廃棄物を混入して搬入した場合は、産業廃棄物の料金で徴収されますので、分別して搬入してください。
- (2) 資源として分別できるものは分別し、ごみ減量化・資源化に御協力ください。

4 手数料改定に関する問合せ先

岡山県西部環境整備施設組合事務局 TEL: 0865-64-2186

〒719-0398

浅口郡里庄町大字里見 1107-2

里庄町 町民課（担当：久戸瀬）

TEL0865-64-3112 FAX0865-64-3126